

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成24年11月22日(2012.11.22)

【公開番号】特開2012-14726(P2012-14726A)

【公開日】平成24年1月19日(2012.1.19)

【年通号数】公開・登録公報2012-003

【出願番号】特願2011-202900(P2011-202900)

【国際特許分類】

G 06 F 12/00 (2006.01)

【F I】

G 06 F 12/00 520 H

G 06 F 12/00 545 M

【手続補正書】

【提出日】平成23年10月14日(2011.10.14)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

オーディオビジュアルデータ再生装置にファイルを配信するように構成されている中央サーバに対するネットワーク接続と、

オーディオビジュアルデータ再生装置を管理するように構成されたオペレーティングシステムと、

記憶媒体と、

各受取り機能がそれぞれのデータタイプと関連付けられている複数の受取り機能とを備え、

オーディオビジュアルデータ再生装置は、

特定の最小サイズの利用可能な記憶エリアを選択し、

選択した利用可能な記憶エリアにおいてオーディオビジュアルデータ再生装置の記憶媒体上で受取りファイルを開き、

中央サーバによって送られた各ファイルがファイルと関連付けられたデータタイプを表す情報を含む、中央サーバによって送られたファイルの各パケットを受信し、中央サーバによって送られた各パケットを受取りファイルに書き込み、

受取られた各ファイルについて、ファイルと関連付けられたデータタイプを表す情報に少なくとも部分的に基づいて各受取ったファイルと関連付けられるそれぞれの受取り機能をサーチするように構成され、

各受取り機能は、すでに受け取られた関連ファイルを処理し、処理された受取ったファイルに含まれるデータにしたがってオーディオビジュアルデータ再生装置を更新するように構成され、

最小サイズは、中央サーバによって送られたファイルのサイズに対応する、

オーディオビジュアルデータ再生装置。

【請求項2】

オーディオビジュアルデータ再生装置は、受取ったファイルの最後のデータパケットが格納された後にサーチを実行するように構成される、請求項1に記載のオーディオビジュアルデータ再生装置。

【請求項3】

データタイプを表す情報は、受取られたファイルのファイル拡張子および／またはネームを含む、請求項1に記載のオーディオビジュアルデータ再生装置。

【請求項4】

データタイプを表す情報が音楽ファイルを表すとき、更新により、受取った音楽ファイルをオーディオビジュアルデータ再生装置に格納されたグラフィックファイルと関連付けることによってオーディオビジュアルデータ再生装置上に格納された音楽データベースを更新させる、請求項1に記載のオーディオビジュアルデータ再生装置。

【請求項5】

データタイプを表す情報が音楽ファイルを表すとき、更新により、受取られた音楽ファイルのバージョンの適合性をオーディオビジュアルデータ再生装置のオペレーティングシステムのバージョンに対してチェックさせる、請求項1に記載のオーディオビジュアルデータ再生装置。

【請求項6】

データタイプを表す情報が音楽ファイルを表すとき、更新により、オーディオビジュアルデータ再生装置上に格納されたすべての音楽を識別するオーディオビジュアルデータ再生装置上に格納されたリストに対する更新をもたらす、請求項1に記載のオーディオビジュアルデータ再生装置。

【請求項7】

データタイプを表す情報が音楽ファイルを表すとき、更新により、ファイルに対応する音楽の選択頻度を判定するのに使用される統計データを更新することによってオーディオビジュアルデータ再生装置上に格納された音楽データベースを更新させる、請求項1に記載のオーディオビジュアルデータ再生装置。

【請求項8】

データタイプを表す情報が音楽ファイルを表すとき、更新により、オーディオビジュアルデータ再生装置について購入されたすべての音楽の数とネームが入った購入テーブルを更新することによって更新させる、請求項1に記載のオーディオビジュアルデータ再生装置。

【請求項9】

データタイプを表す情報が音楽ファイルを表すとき、更新により、選択可能である音楽の数が特定のしきい値以下であることをチェックするために選択可能である音楽のカウンタを更新することによってオーディオビジュアルデータ再生装置上に格納された音楽データベースを更新させる、請求項1に記載のオーディオビジュアルデータ再生装置。

【請求項10】

オーディオビジュアルデータ再生装置は、前記サーチが受取ったファイルを受取り機能に一致させないとき、受取り機能を実行することなく受取ったファイルを格納するように構成された、請求項1に記載のオーディオビジュアルデータ再生装置。

【請求項11】

前記タイプは、音楽データタイプ、グラフィックファイルデータタイプ、ビデオデータタイプ、広告データタイプ、および調査データタイプを含む、請求項1に記載のオーディオビジュアルデータ再生装置。

【請求項12】

前記中央サーバは、オーディオビジュアルデータ再生装置からの要求に応答してファイルをオーディオビジュアルデータ再生装置に送るように構成された、請求項1に記載のオーディオビジュアルデータ再生装置。

【請求項13】

1以上のオーディオビジュアルデータ再生装置と、

1以上のオーディオビジュアルデータ再生装置にファイルを選択的に配信するように構成された中央サーバと、

中央サーバと1以上のオーディオビジュアルデータ再生装置とのそれぞれの間のネットワーク接続とを備え、

各オーディオビジュアルデータ再生装置は、  
オーディオビジュアルデータ再生装置を管理するように構成されたオペレーティングシステムと、

記憶媒体と、

各受取り機能がそれぞれのデータタイプと関連付けられている複数の受取り機能とを備え、

オーディオビジュアルデータ再生装置は、

特定の最小サイズの利用可能な記憶エリアを選択し、

選択した利用可能な記憶エリアにおいてオーディオビジュアルデータ再生装置の記憶媒体上で受取りファイルを開き、

中央サーバによって送られた各ファイルがファイルと関連付けられたデータタイプを表す情報を含む、中央サーバによって送られたファイルの各パケットを受信し、中央サーバによって送られた各パケットを受取りファイルに書き込み、

受取られた各ファイルについて、ファイルと関連付けられたデータタイプを表す情報に少なくとも部分的に基づいて各受取ったファイルと関連付けられるそれぞれの受取り機能をサーチするように構成され、

各受取り機能は、すでに受け取られた関連ファイルを処理し、処理された受取ったファイルに含まれるデータにしたがってオーディオビジュアルデータ再生装置を更新するように構成され、

最小サイズは、中央サーバによって送られたファイルのサイズに対応する、

オーディオビジュアルデータ再生システム。

#### 【請求項 1 4】

オーディオビジュアルデータ再生装置は、受取ったファイルの最後のデータパケットが格納された後にサーチを実行するように構成される、請求項 1 3 に記載のオーディオビジュアルデータ再生システム。

#### 【請求項 1 5】

データタイプを表す情報は、受取られたファイルのファイル拡張子および / またはネームを含む、請求項 1 3 に記載のオーディオビジュアルデータ再生システム。

#### 【請求項 1 6】

データタイプを表す情報が音楽ファイルを表すとき、関連するオーディオビジュアルデータ再生装置は、

オーディオビジュアルデータ再生装置上に格納された音楽データベースが、受取った音楽ファイルをオーディオビジュアルデータ再生装置に格納されたグラフィックファイルと関連付けることによって更新されること、

受取られた音楽ファイルのバージョンの適合性が、オーディオビジュアルデータ再生装置のオペレーティングシステムのバージョンに対してチェックされること、

オーディオビジュアルデータ再生装置上に格納されたすべての音楽を識別するオーディオビジュアルデータ再生装置上に格納されたリストが、更新されること、

オーディオビジュアルデータ再生装置上に格納された音楽データベースが、ファイルに対応する音楽の選択頻度を判定するのに使用される統計データを更新することによって更新されること、

オーディオビジュアルデータ再生装置上に格納された音楽データベースが、オーディオビジュアルデータ再生装置について購入されたすべての音楽の数とネームが入った購入テーブルを更新することによって更新されること、

オーディオビジュアルデータ再生装置上に格納された音楽データベースが、選択可能である音楽の数が特定のしきい値以下であることをチェックするために選択可能である音楽のカウンタを更新することによって更新されること

の少なくとも 1 以上をもたらすように機能を果たす、請求項 1 3 に記載のオーディオビジュアルデータ再生システム。

#### 【請求項 1 7】

オーディオビジュアルデータ再生装置は、前記サーチが受取ったファイルを受取り機能に一致させないとき、受取り機能を実行することなく受取ったファイルを格納するように構成された、請求項13に記載のオーディオビジュアルデータ再生システム。

【請求項18】

前記タイプは、音楽データタイプ、グラフィックファイルデータタイプ、ビデオデータタイプ、広告データタイプ、および調査データタイプを含む、請求項13に記載のオーディオビジュアルデータ再生システム。

【請求項19】

前記中央サーバは、オーディオビジュアルデータ再生装置からの要求に応答してファイルをオーディオビジュアルデータ再生装置に送るように構成された、請求項13に記載のオーディオビジュアルデータ再生システム。

【請求項20】

前記中央サーバは、ファイルが送られることになるオーディオビジュアルデータ再生装置がファイルの権利を有することを検証するように構成された、請求項13に記載のオーディオビジュアルデータ再生システム。